

千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号。）及び千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例（平成31年千葉市条例第24号）第9条の規定に基づき、地域の公共交通需要に応じた地域住民の社会生活に必要な交通手段の確保及び旅客の利便推進を図るため、千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) コミュニティバスの導入に際し、検討された内容に関する事項
- (3) 部会の運営方法その他部会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 連絡調整対象の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者
- (7) 千葉県警察
- (8) 地域公共交通部会を主宰する市長又はその指名する者
- (9) その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- (1) 部会長及び副部会長は互選により定める。
- (2) 部会長は事務を掌理し、部会を代表する。
- (3) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 事務局を都市局都市部交通政策課に置く。

(運営)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年10月12日から適用する。